

令和6年度地域周遊観光促進事業

英仏メディア向け

「本物の日本を知る旅 in 日本海および日本アルプス」事業

委託業務

企画競争説明書

令和6年6月20日

一般社団法人 中央日本総合観光機構

英仏メディア向け「本物の日本を知る旅 in 日本海および日本アルプス」事業（以下「本事業」という。）業務委託に係る企画提案書の提出を公募いたします。

## 1. 業務の名称

令和6年度地域周遊観光促進事業

英仏メディア向け「本物の日本を知る旅 in 日本海および日本アルプス」事業委託業務

## 2. 業務の目的

中央日本エリアは歴史・文化・伝統工芸が残ることから、欧米豪からの旅行者の割合が高く、加えて、欧米豪からの訪日旅行者は、潜在需要が大きく、伸びしろが期待できることから、欧米豪を重点市場の一つとして位置付けている。

本事業は、欧米豪からの訪日旅行者のうち、特に歴史・文化・伝統工芸に興味関心が高いイギリス及びフランス市場において、高付加価値層向けのメディアを対象に、マーケティングやファムトリップ等を実施することで、石川県及び岐阜県を中心に北陸新幹線沿線・中部エリア（福井、富山、長野、滋賀など）（以下「対象エリア」という。）の魅力伝え、中央日本エリアのブランディング構築及び認知度向上を図る。

## 3. 対象市場

イギリス・フランス

## 4. 事業の進め方

受託者は、事業の実施にあたって、一般社団法人中央日本総合観光機構（以下「委託者」という。）、石川県及び岐阜県（以下「連携先」という。）と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、各事業に着手をする際には委託者、連携先と協議をしたうえで着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合についても、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

また、本事業の目的を実現するために、対象エリアの魅力が海外に的確に伝わり、現地メディアや市民に訴求するよう観光業界の状況を十分に把握し、対象エリアの観光振興に資する視点を軸に業務を遂行すること。

業務遂行においては、令和6年能登半島地震の状況を踏まえて、内容、方法、効果を慎重に精査すること。

さらに、本事業の実施にあたり、委託者、連携先への連絡は、日本語で行うこと。加えて、公式に出す現地語の文章は、当該言語のネイティブもしくは同等の能力を有する者が作成すること。

## 5. 事業実施期間

契約締結日から令和7年2月28日

## 6. 本事業の支払条件及び概算予算額

### ①支払条件

委託者は本事業に係る経費について業務完了後受託者が発行する請求書に基づき令和7年5月月末までに支払うものとする。ただし、受託者は、本業務に関する契約を締結した日から起算して3か月以後に、契約金額の2分の1以内の前払金の支払いを請求することができる。なお、委託者は前払金の支払いについて、受託者が発行する請求書に基づき速やかに支払うものとする。

## ②概算予算額

8,000千円を上限とする。(消費税・地方消費税を含む)

## 7. 事業内容

【イギリス】(提案目安額：4,300千円)

### ①メディア向けマーケティング

現地マーケティング会社により、現地メディアに対し石川県の観光魅力を紹介する記事掲載の働きかけを行う。

実施時期：令和6年7月～令和7年2月

#### (ア)セールスコール

a)対象媒体数：10社以上

b)掲載目標：10本以上(現地メディア)

全掲載本数のうち、ウェブサイト、SNS(Instagram)のリンクを掲載3本以上

<条件>

・20ワード以上の記事

・金沢以外の地域を含むものの掲載が5本以上

c)業務内容：

・メディア訪問の企画、進行、管理、運営を行うこと。

・現地マーケティング会社との連絡調整を行うこと。

・活動方針を含む年間計画表を作成すること。

・事前に対象市場の消費者ニーズの把握を行い、その結果を上記活動方針に反映させること。

・代表的な観光地だけではなく周遊型観光も含めた内容の記事掲載の働きかけを行うこと。

#### (イ)各種マーケティング活動

・委託金額の上限内で実施可能な、石川県の記事掲載に向けたその他のマーケティング活動(例：セミナー、ニュースレター配信、記事広告、商談会への出展等)を実施することとし、活動内容、回数、KPI、KPIの効果的な計測方法、実施により得られる効果等について提案すること。

#### (ウ)実施状況の報告

・①及び②の実施状況及び記事掲載状況について、

a)四半期ごと(9月、12月、2月)委託者及び石川県に報告書を提出すること。

b)委託者、石川県及び受託者と原則2ヶ月ごとにミーティングを行うこと。

c)現地マーケティング会社も交えたミーティングを半期ごと(10月、2月)に実施し、委託者及び石川県のマーケティング方針・方法に関する協議・助言を行うこと。

### ② 現地メディア等招へい

(ア) 招へい時期・招へい期間：

令和6年10～12月 5泊以上（石川県3泊以上、岐阜県2泊以上）

※うち、石川県においては、金沢1泊以上、金沢以外のエリア2泊以上

(イ) 招へい人数：

・現地メディア等 2社2名以上

※招へいによる記事掲載 2媒体 2記事以上（各県1媒体 1記事以上）

(ウ) 業務内容：

a)行程の作成

・対象エリアの観光資源からターゲット層が興味・関心を引き、周遊化が見込まれるコースを盛り込んだ原則両県合わせて5泊以上滞在する行程を作成し、委託者及び連携先と協議のうえ、決定すること。（行程例については別記参照）

b)被招へい者の選定・連絡調整

・現地メディアのライターからそれぞれ招へい候補を選定し、プロフィールを委託者及び連携先に提出すること。

・招へい案内等の翻訳・発送、事前の連絡調整を行うこと。

c)視察にかかる手配

・日本までの国際航空券を手配すること。

・石川県・岐阜県までの国内移動手段を手配すること。

・石川・岐阜県内の手配は、地元のDMCを利用することが望ましい。

・石川・岐阜県内での移動手段を手配すること。専用車（貸切バスまたはタクシー）を手配する場合は、被招へい者、随行者の移動と荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとすること。

・宿泊施設を手配すること。旅館の場合は1部屋1名の夕・朝食付き、ホテルの場合は1部屋1名の朝食付きを原則とする。

・行程中のすべての食事を手配すること。なお、食事についても取材の一環となるよう留意し、各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないよう留意すること。

・取材にかかる観光施設への入場、体験等の手配を行うこと。

・必要に応じて、日本入国にかかる被招へい者の査証発給に係る手続きについて、国内受入責任者として書類の作成などを担い、支援を行うこと。

d)視察への同行

・原則全行程に、通訳・旅程管理を行うことができる者が同行すること。

・今後の業務に有用な情報を適宜提供するため、当該地域について熟知した者が同行できるよう体制を整えること。

・同行者（地域側からの同行者1名程度を含む）の移動、宿泊、食事、観光施設への入場・体験等の手配を併せて行うこと。

e)招へい後のフォローアップ

・被招へい者全員に対し、今後のマーケティングの参考となるようアンケートを視察終了後3日以内に実施・回収し、結果の翻訳・分析を行うこと。

・招へい後、被招へい者に随時連絡をとり、追加情報の提供等のフォローアップを行うこと。

f)その他

- ・取材の結果得られた情報・写真等は本事業におけるその他の活動において活用すること。
- ・招へいに係る全行程の実施記録（写真画像含む。）を行うこと。
- ・被招へい者用の Wi-Fi ルーター(1人1台)の手配、車中での飲料水、保険等の備えを行うこと。
- ・行程中の万一の事故、怪我、第三者に対する損害等についての被招へい者の個人責任の範囲について、被招へい者に対しあらかじめ同意を得ること。
- ・被招へい者が途中離団する場合は、代案を提案すること。

【フランス】（提案目安額：3,700千円）

① メディア向けマーケティング

現地マーケティング会社により、現地メディアに対し石川県の観光魅力を紹介する記事掲載の働きかけを行う。

実施時期：令和6年7月～令和7年2月

(ア) セールスコール

a)対象媒体数：10社以上

b)掲載目標：10本以上（現地メディア）

全掲載本数のうち、ウェブサイト、SNS（Instagram）のリンクを掲載3本以上  
<条件>

・20ワード以上の記事

・金沢以外の地域を含むものの掲載が5本以上

c)業務内容：

- ・メディア訪問の企画、進行、管理、運営を行うこと。
- ・現地マーケティング会社との連絡調整を行うこと。
- ・活動方針を含む年間計画表を作成すること。
- ・事前に対象市場の消費者ニーズの把握を行い、その結果を上記活動方針に反映させること。
- ・代表的な観光地だけでなく周遊型観光も含めた内容の記事掲載の働きかけを行うこと。

(イ) 各種マーケティング活動

- ・委託金額の上限内で実施可能な、石川県の記事掲載に向けたその他のマーケティング活動（例：セミナー、ニュースレター配信、記事広告、商談会への出展等）を実施することとし、活動内容、回数、KPI、KPIの効果的な計測方法、実施により得られる効果等について提案すること。

(ウ) 実施状況の報告

- ・①及び②の実施状況及び記事掲載状況について、
  - a)四半期ごと(9月、12月、2月)に委託者及び石川県に報告書を提出すること。
  - b)委託者、石川県及び受託者と原則2ヶ月ごとにミーティングを行うこと。
  - c)現地マーケティング会社も交えたミーティングを半期ごと(10月、2月)に実施し、委託者及び石川県のマーケティング方針・方法に関する協議・助言を行うこと。

② 現地メディア等招へい

(ア) 招へい時期・招へい期間：

令和6年10～12月 5泊以上（石川県3泊以上、岐阜県2泊以上）

※うち、石川県においては、金沢1泊以上、金沢以外のエリア2泊以上

(イ) 招へい人数：

・現地メディア等 2社2名以上

※招へいによる記事掲載 2媒体 2記事以上（各県1媒体 1記事以上）

(ウ) 業務内容：

a)行程の作成

・石川県及び岐阜県の観光資源からターゲット層が興味・関心を引き、周遊化が見込まれるコースを盛り込んだ原則両県合わせて5泊以上滞在する行程を作成し、委託者及び連携先と協議のうえ、決定すること。（行程例については別記①参照）

b)被招へい者の選定・連絡調整

・現地メディアのライターからそれぞれ招へい候補を選定し、プロフィールを委託者及び連携先に提出すること。

・招へい案内等の翻訳・発送、事前の連絡調整を行うこと。

c)視察にかかる手配

・日本までの国際航空券を手配すること。

・石川県・岐阜県までの国内移動手段を手配すること。

・石川・岐阜県内の手配は、地元のDMCを利用することが望ましい。

・石川・岐阜県内での移動手段を手配すること。専用車（貸切バスまたはタクシー）を手配する場合は、被招へい者、随行者の移動と荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとすること。

・宿泊施設を手配すること。旅館の場合は1部屋1名の夕・朝食付き、ホテルの場合は1部屋1名の朝食付きを原則とする。

・行程中のすべての食事を手配すること。なお、食事についても取材の一環となるよう留意し、各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないよう留意すること。

・取材にかかる観光施設への入場、体験等の手配を行うこと。

・必要に応じて、日本入国にかかる被招へい者の査証発給に係る手続きについて、国内受入責任者として書類の作成などを担い、支援を行うこと。

d)視察への同行

・原則全行程に、通訳・旅程管理を行うことができる者が同行すること。

・今後の業務に有用な情報を適宜提供するため、当該地域について熟知した者が同行できるよう体制を整えること。

・同行者（地域側からの同行者1名程度を含む）の移動、宿泊、食事、観光施設への入場・体験等の手配を併せて行うこと。

e)招へい後のフォローアップ

・被招へい者全員に対し、今後のマーケティングの参考となるようアンケートを視察終了後3日以内に実施・回収し、結果の翻訳・分析を行うこと。

・招へい後、被招へい者に随時連絡をとり、追加情報の提供等のフォローアップを行うこと。

f)その他

- ・取材の結果得られた情報・写真等は本事業におけるその他の活動において活用すること。
- ・招へいに係る全行程の実施記録（写真画像含む。）を行うこと。
- ・被招へい者用の Wi-Fi ルーター(1 人 1 台)の手配、車中での飲料水、保険等の備えを行うこと。
- ・行程中の万一の事故、怪我、第三者に対する損害等についての被招へい者の個人責任の範囲について、被招へい者に対しあらかじめ同意を得ること。
- ・被招へい者が途中離団する場合は、代案を提案すること。

## 8. 業務スケジュール等

業務スケジュールについては、次を参考とすること。（黒塗りが事業実施時期）

項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
業者公募・選定・契約								
メディア向けマーケティング（英仏）								
招へい実施								
事業報告								

## 9. 本事業の期待する効果

【イギリス】

① メディア向けマーケティング

対象媒体数：10 社以上

掲載目標：10 本以上（現地メディア）

全掲載本数のうち、ウェブサイト、SNS（Instagram）のリンクを掲載 3 本以上

<条件>

・20 ワード以上の記事

・金沢以外の地域を含むものの掲載が 5 本以上

② 現地メディア等招へい

招へいによる記事掲載 2媒体 2記事以上（各県1媒体 1記事以上）

【フランス】

① メディア向けマーケティング

対象媒体数：10 社以上

掲載目標：10 本以上（現地メディア）

全掲載本数のうち、ウェブサイト、SNS（Instagram）のリンクを掲載 3 本以上

<条件>

- ・20 ワード以上の記事
- ・金沢以外のエリアを含むものの掲載が 5 本以上

②現地メディア等招へい

招へいによる記事掲載 2媒体 2記事以上（各県1媒体 1記事以上）

## 10. 事業報告書の提出

事業が完了したときは、次の事項を含む事業実施報告書（A 4 判）を作成し、履行期限までに、以下とおり委託者及び連携先に提出すること。

① メディア向けマーケティング

- ・事業概要
- ・メディアセールス回数および訪問者リスト
- ・メディアセールスの様子（写真画像を含む）
- ・メディアへの働きかけの概要
- ・記事が掲載された媒体情報、露出された年月日、本数、媒体接触者または広告費換算額
- ・記事の現物を記録したもの
- ・当事業で作成した資料等
- ・その他石川県が指示したもの

② 現地メディア等招へい

- ・招へいの概要、アンケート結果

## 11. 企画提案参加資格

参加資格は、次の各号の資格要件を満たすものとする。

- ① 直近の3事業年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、中部・北陸地域の競争参加資格を有するものであること。
- ② 暴力団員が実質的に経営を支配するもの、または、これに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除されるなど、中部運輸局長及び北信越運輸局長から指名停止を受けていないこと。
- ③ 国土交通省から補助金交付等停止措置を受けていないこと。
- ④ 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、中部・北陸地域の指名除外（指名停止）を受けていない者であること。
- ⑤ 直近5年の間において、地方公共団体等が発注する事業を受託した実績があること。
- ⑥ 委託者の求めに応じて速やかに権限のある者を委託者及び連携先へ来訪させることが可能な者であること。
- ⑦ 企画提案書の業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び委託者の指示に柔軟に対応できること。
- ⑧ 業務内容について守秘義務を遵守できること。



## 1 2. 企画提案書作成要領及び提出等

### ①作成要領

- (ア) 用紙は、原則 A 4 判（必要に応じ A 3 判の折込みも可）両面使用とし、縦置き横書き（横綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- (イ) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- (ウ) 審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

### ② 企画提案書

- (ア) 提出部数：4 部（正本：社名あり 1 部、副本：社名なし 3 部）

#### (イ) 企画提案書の構成

- a) 表紙
  - b) 企画競争参加者の概要等（概要及び担当者の氏名・連絡先）
  - c) 業務に係る提案書
  - d) 事業実施スケジュール
  - e) 業務実施スタッフの業務内容並びに実施体制図
  - f) 再委託の有無及び予定、再委託先の概要（ただし、委託者の承諾を要するものに限る）
  - g) 事業実施実績（直近 5 年の類似業務に限る）
  - h) 見積書（概算かつ消費税・地方消費税は含むこと）
- (ウ) 審査の公正を期すため、企画提案書の副本には、会社名、住所及びロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

### ③ 提出期限：令和 6 年 7 月 1 1 日（木）午後 5 時必着

### ④ 提出方法及び提出先

- (ア) 提出方法：持参又は郵送による。（持参の場合の受付時間は、平日の午前 10 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、書留等配達が可能である方法とすること。）  
なお提案は、1 社につき 1 提案までとする。

- (イ) 提出先：一般社団法人 中央日本総合観光機構 マーケティング部  
〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-2-28 名古屋第二埼玉ビル 4 階

### ⑤ その他

- (ア) 提出された書類は返却しない。
- (イ) 企画提案書の部分的な差替えは認めない。
- (ウ) 提案を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出するものとする。
- (エ) 提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書を提出し、取り下げるものとする。
- (オ) 取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

- (カ) 提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (キ) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書等を無効とする。
- (ク) 見積書については、本業務に係る所要経費を全て見積るとともに、見積りの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。

### 1.3. 企画競争説明書等に対する質問

- ① 質問期間：令和6年6月27日（木）から7月4日（木）午後5時まで
- ② 提出方法
  - (ア) 提出方法：説明書等の内容について質問がある場合は、任意様式によりメール（17. 問い合わせ先に記載のアドレスあて）で提出すること。
  - (イ) 件名を英仏メディア向け「本物の日本を知る旅 in 日本海および日本アルプス」事業に関する質問とすること。
- ③ 質問書に対する回答：質問者に対して、電子メールにより随時回答する。

### 1.4. 最優秀提案者の決定

- ① 審査方法

審査は、企画提案書の内容を基に、委託者が設置する英仏メディア向け「本物の日本を知る旅 in 日本海および日本アルプス」事業委託業務企画競争選定委員会において審査し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。
- ② 提案書評価基準
  - (ア) メディア向けマーケティングにおいて、提案された現地マーケティング会社の実績は十分か。
  - (イ) メディア向けマーケティングにおいて、提案された活動内容は十分な効果が見込まれるものとなっているか。
  - (ウ) 現地旅行会社等招へいにおいて、事業主体の要請する内容を満たしているか。
  - (エ) 現地旅行会社等招へいにおいて、提案された活動内容は、十分な効果が見込まれるものとなっているか。
  - (オ) 提案された手法・メニューに係る経費見積・予算規模は妥当か。
  - (カ) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか。
  - (キ) 事業実施スケジュールは妥当か。
  - (ク) 過去の受託実績、業務実績等に鑑み、本委託業務遂行の見込みがあると認められるか。
- ③ 結果の通知（予定）
  - (ア) 令和6年7月26日（金）までにすべての提案書提出者に対し通知する。
  - (イ) 最優秀提案者として選定されなかった者に対しての理由説明は一切受けない。

### 1.5. 契約の締結

最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、事業予算の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する

場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- ① 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- ② 契約保証金：免除する。
- ③ 契約書作成の要否：要

## 16. その他留意事項

- ① 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- ② 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- ③ 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ④ 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、委託者、石川県及び岐阜県に帰属するものとする。
- ⑤ 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- ⑥ 本事業に係る契約に係る金銭の支払に用いる通貨は日本円とする。海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。
- ⑦ 受託者は委託者及び連携先と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。
- ⑧ 受託者は国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名競争停止措置が講じられていないものとする。

## 17. 問い合わせ先

一般社団法人 中央日本総合観光機構マーケティング部

担 当：玉崎、伊藤

住 所：〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階

電 話：052-602-6651 F A X：052-756-2727

メール：info@go-centraljapan.jp

## 行程例（現地メディア等の招へい）

	行程	宿泊地
1 日目	東京⇒金沢 金沢視察	(石川県) 金沢市内
2 日目	金沢視察、加賀視察	(石川県) 加賀エリア
3 日目	加賀視察	(石川県) 加賀エリア
4 日目	白川郷、高山視察	(岐阜県) 高山エリア
6 日目	関、美濃、郡上視察	(岐阜県) 岐阜エリア
7 日目	岐阜視察 岐阜⇒東京または大阪	

※石川県内での宿泊は、金沢、金沢以外のエリアいずれも含むこととし、金沢以外のエリアは原則 2 泊以上含むこと。

## (石川県・岐阜県内の観光素材の例)

- ・伝統的工芸品（牛首紬、加賀友禅、九谷焼、輪島塗、山中漆器、能登上布、珠洲焼、美濃焼、飛騨春慶、関刃物、一位一刀彫、美濃和紙、岐阜提灯など）
- ・伝統芸能（地歌舞伎、郡上おどり、金沢・山中芸妓、御陣乗太鼓、長良川鶺鴒など）
- ・世界農業遺産に認定されている地域をはじめとして、環境と調和するライフスタイル
- ・ハイキング、サイクリング、スノー（郡上のスキーリゾート等）などのアクティビティ
- ・郷土料理
- ・温泉（下呂温泉、奥飛騨温泉郷、加賀温泉郷など）